

中央環境審議会による第六次環境基本計画の点検の進め方について（案）

令和 7 年 3 月 13 日
中央環境審議会
総合政策部会事務局

1. 点検の目的、体制、スケジュール

点検の目的

第六次環境基本計画の目的である「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」の実現を目指して、「環境負荷の総量削減」を図り、「自然資本のこれ以上の毀損を防止し、自然資本を充実させる」とともに、「環境価値を活用して経済全体の高付加価値化を図る」こと等により、「環境を軸として環境・経済・社会の統合的向上の高度化を図り」、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」の実現に向けて、本計画に位置付けられた施策の進捗状況を総合的に点検する。それらを踏まえ、第七次環境基本計画の策定に向けた課題の抽出及びその対策を有益かつ効率的に行う。

点検の体制

- ・各部会（（個別分野担当としての）総合政策、循環型社会、環境保健、地球環境、大気・騒音振動、水環境・土壌農薬、自然環境、動物愛護）

各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、結果を総合政策部会に報告する。なお、気候変動、資源循環、生物多様性の各分野においては、個別計画に基づく点検結果を可能な限り活用する。

- ・総合政策部会（全体取りまとめ）

各部会からの報告及び総合政策部会が独自に行うヒアリング等を踏まえ、今後の環境政策が果たすべき役割である「環境負荷の総量削減」「自然資本の維持、回復、充実」「環境価値の高付加価値化」「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」「環境・経済・社会の統合的向上」が、各重点戦略において如何に進捗したかを把握することに力点を置き、環境基本計画全体について総合的に点検する。

点検のスケジュール

- ・ 1年目（2024年度）
点検の準備、総合的な点検方法の検討
- ・ 2年目（2025年度）【第1回】
各部会による各分野の点検
- ・ 3年目（2026年度）【第1回】
各部会からの報告（夏頃まで）、総合政策部会（秋頃から）による総合的な点検（中間的な点検）
- ・ 4年目（2027年度）【第2回】
2年目と同じ
- ・ 5年目（2028年度）【第2回】
3年目と同じ（最終的な点検）

2. 点検の範囲及び点検を行う分野の設定

点検の範囲

- ・ 第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」（「重点戦略」）
- ・ 第2部第3章「個別分野の重点的施策の展開」（「個別分野の重点的施策」）
- ・ 第3部「環境保全施策の体系」

※対象範囲にある全ての施策を点検することは効率的・効果的ではないため、サンプル調査を行う。

※2年目、3年目に実施する点検について、どの分野・施策を対象とするかは、各部会事務局との調整、総合政策部会における議論の状況等を踏まえ、令和7年夏頃に決定予定。

3. 点検の進め方

点検の手法

- ・ 各部会からの報告（総合政策部会のみ）
- ・ 各主体からのヒアリング
- ・ 指標による進捗確認
- ・ 環境統計データによる進捗確認

点検を行う際の観点

第六次環境基本計画の構成を踏まえ、点検は以下の観点から行う。

【「重点戦略」に位置付けられた施策】

気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に対し、経済社会

システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済に転換していくとともに、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組みを導入することにより、環境政策を起点として、経済・社会的な様々な課題を同時に解決し、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上し、シナジーを活用していくことが必要である。そこで、各施策が、位置付けられた重点戦略の基本的考え方に基づき、各施策について「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」「環境負荷の総量削減」「自然資本の維持、回復、充実」「環境価値の活用による経済全体の高付加価値化」等の観点から貢献できているかについて総合的に検討する。なお、詳細の手法については、令和7年度開催予定の中央環境審議会総合政策部会で議論する予定。

【「個別分野の重点的施策」に位置付けられた施策】

各施策の目的に沿って当該施策が進められているかどうか点検する。

点検に当たってのヒアリング

第六次環境基本計画に掲げている「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」、「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」、「環境負荷の総量削減」、「自然資本の維持、回復、充実」、「環境価値の活用による経済全体の高付加価値化」等の観点について、各主体に浸透し、進捗しているかどうかを確認するために、各主体の取組状況を直接聴取することは、優良事例の発掘、課題の発見・解決にも資するため、各部会において、必要に応じてヒアリングを行い、その結果を効果的に活用する。

点検に当たっての指標の活用

【重点戦略】

- ・重点戦略に関する指標については、第六次環境基本計画に掲げている「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」、「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」、「環境負荷の総量削減」、「自然資本の維持、回復、充実」、「環境価値の活用による経済全体の高付加価値化」にどのような影響を及ぼすかという観点を踏まえ、令和7年度開催予定の中央環境審議会総合政策部会で議論する予定。

【個別分野の重点的施策】

- ・「気候変動対策」、「循環型社会の形成」、「生物多様性の確保・自然共生」については各分野の個別計画に位置付けられた指標を活用する。

【共通事項】

- ・重点戦略に関する指標、個別分野の重点的施策に関する指標ともに、必要に応じ

て適宜見直しを行い、それを反映する。

点検に当たっての既存データの活用

点検に当たっては、環境白書第2部「各分野の施策等に関する報告」、各省の政策評価シートなど既存の資料を活用し、作業の省力化を図る。

4. 第3部「環境保全施策の体系」の点検

第3部「環境保全施策の体系」について、環境白書における記述を第六次環境基本計画の項目に合わせるよう再整理している。これにより、第六次環境基本計画に基づく取組の進捗状況を把握できる内容となっていることから、環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行うこととする。

1 計画の進捗状況の点検

(1) 計画の進捗状況の点検の実施方針

環境基本計画の着実な実行を確保するため、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。

① 計画に掲げられた個別施策の進捗状況に関する点検

中央環境審議会は、2025年度及び2027年度において、第2部第2章「重点戦略ごとの環境政策の展開」及び同第3章「個別分野の重点的施策の展開」並びに第3部「環境保全施策の体系」について、それぞれの趣旨に基づき、関係府省からのヒアリングの実施等により個別施策の進捗状況の点検を実施する。その際、第2部第3章「個別分野の重点的施策」のうち「1気候変動対策」及び第3部「環境保全施策の体系」のうち「1地球環境の保全」については、「地球温暖化対策計画」及び「気候変動適応計画」の直近の点検結果を、また第2部第3章「個別分野の重点的施策」のうち「2循環型社会の形成」及び第3部「環境保全施策の体系」のうち「3循環型社会の形成」については、「循環型社会形成推進基本計画」の直近の点検結果を、さらに第2部第3章「個別分野の重点的施策」のうち「3生物多様性の確保・自然共生」及び第3部「環境保全施策の体系」のうち「2生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」については、「生物多様性国家戦略」の直近の点検結果を可能な限り活用する。

② 計画の総合的な進捗状況に関する点検

中央環境審議会は、2026年度及び2028年度において、各前年度に実施した個別策の点検結果を参照しつつ、第1部第2章において述べた今後の環境政策が果たすべき役割である「環境負荷の総量削減」「自然資本の維持、回復、充実」「環境価値の高付加価値化」「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」「環境・経済・社会の統合的向上」が、各重点戦略において如何に進捗したかを把握することに力点を置いて点検を行う。また、これらの観点から、重点戦略に関連した官民の取組の優良事例のヒアリングを実施する。併せて、個別分野の重点的施策及び環境保全施策の体系についても、各施策が進捗しているかの点検を行う。これらの結果を踏まえ、環境基本計画の総合的な進捗状況に関する報告書を作成する。

③ 進捗状況の把握のための指標等の活用

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標群を活用するとともに、上記②の総合的な進捗状況に関する評価のあり方を検討する。指標の設定に当たっては、可能な限り定量的な指標を用いる。ただし、施策等の性質によって指標の定量化が困難であったり、適切でなかったりする場合には、定性的な評価を基本とし、定量的な指標は補足的に用いることとする。なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。また、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や経済・社会等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行う。

(中略)

2 計画の実施

(1) 政府による計画の実施

環境基本計画の効果的な実施のためには、まず環境政策の目的である「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全とそれを通じた「現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」であり、また「人類の福祉への貢献」であることから、その状況について確認する必要がある。具体的には、地上資源を基調とし、環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって、「ウェルビーイング／高い生活の質」に結びつけていく。環境を軸として環境・経済・社会の統合的向上の「高度化」を図り、循環共生型社会の実現を目指すという方針を政府内外で共有し、全ての主体が協力して、この具体化に向け実際に行動していくことが非常に重要である。

(以下、略)